

データの活用が想定される利用者の意見（事後提出関係）（案）

1. インタビュー実施先

- ・ A機関
- ・ B機関
- ・ C機関
- ・ D機関

2. インタビュー結果（第 1 回検討会 資料 4 に係る項目）

① A機関

- ・ DB の活用をどうするかによって、どの様な項目がデータして必要になるかが決まる。
- ・ データを DB 化すれば、当該項目から分析を行うことはできる。ただし、現在のマクロ分析と同じ程度の分析を行うためにデータを登録するのであれば、ITARDA の交通事故統計を用いた方が母数の観点から有用である。
- ・ ITARDA が実施している事故例調査においてドライブレコーダを装着した車両が関与する場合は、承諾を得て映像を参照し、データにまとめる。
- ・ 交通事故統計に準じてデータ登録する項目数を増やせば、検索機能としての幅は広がる。ただし、項目数を多くして検索する場合、結局検索条件に合致した事例は少なくなる。
- ・ 登録データの活用がどこまでできるかによるが、項目は少ない方が運送事業者側も提供しやすい。

② B機関

- ・ 自動車運送事業者が事後的に提供する項目であるが、一般の事業者や管理者に交通事故原票と同レベルの調査票記入を求めることは難しいのではないかと記入しやすい調査票とすることが必要である。
- ・ 自動車運送事業者の任意提出により DB 化を図るとのことであるが、仮に、事業者がニアミス等のデータを提出したとき、管理者側はどのように対応するのか。問題のある映像だった場合、罰則・処分に至ることがあるのか。運用面については検討すべき課題が多いと思われ、その事項を整理する必要がある。

③C機関

- ・ 自動車運送事業者に対して、マクロデータの調査項目と同レベルのアンケートを実施するのは無理があるのではないか。自動車事故報告規則を活用することを考える必要がある。各項目の判断基準などは一般には難しく、回答には経験や教育も必要。
- ・ ドライブレコーダから得られる個別データと警察のマクロデータとをマッチングすることは諸般の事情で困難であることも理解できるが、警察の報告データの活用の仕組み作りを検討すべきではないか。

④D機関

- ・ 被害者救済のためにDB化は進めるべきである。データを蓄積することでドライブレコーダに対する信頼性が高まり、認知度が上がり、裁判や示談に活用される可能性が高まる。
- ・ DBのインデックスのため、運送事業者が事後的なデータを提供することは必要だが、記入が難しい項目も多い。提出が義務づけられている自動車事故報告規則と同じ帳票レベルから開始しても良いのではないか。